

# 清流の国ぎふ芸術祭 Art Award IN THE CUBE 実行委員会が保有する作品等の 写真及び画像データ使用許可基準

## 1 許可対象データ

清流の国ぎふ芸術祭 Art Award IN THE CUBE 実行委員会（以下「委員会」という。）が保有する写真及び画像データ（以下「データ」という。）。

## 2 使用料

データの使用は無料とする。

## 3 許可基準

- (1) データの使用の許可を受けようとする者は、あらかじめ写真・画像データ使用許可申請書（様式第1号）により会長に申請し、その許可を受けなければならない。ただし、次の何れかに該当するときは、これを省略することができる。
  - ① 県の機関が使用するとき。
  - ② 報道機関（報道（不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせることをいい、これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。）を業として行う者。）が報道の目的で使用するとき。
  - ③ 県の機関の依頼に基づいて県以外の者が使用するとき。
  - ④ その他、会長が清流の国ぎふ芸術祭 Art Award IN THE CUBE の普及等のため適当と認める者が使用するとき。
- (2) 会長は、申請があったときは、その内容が次の何れかに該当する場合を除き、データの使用を許可するものとする。
  - ① 好ましくない用途に供するため作品等のデータの使用が行われると認められる場合
  - ② データの使用により委員会の事務処理に支障が生ずると認められる場合
  - ③ 作品等の著作権者又は所有者から、事前に同意を得ていない場合
  - ④ その他データの使用を許可することが適当でないとして認められる場合
- (3) 会長は、許可を受けようとする者に対して、必要な資料の提出を求めることができる。
- (4) 許可は、写真・画像データ許可書（様式第2号）により行うものとし、会長は、当該許可にあたって必要な条件を付することができる。

- (5) 許可を受けた者は、データを使用した月の翌月末までに、写真・画像データ使用報告書（様式第3号）にデータを使用したことを証する資料を添付し、会長に報告しなければならない。

#### 4 許可の変更

- (1) データの使用許可を受けた者が、許可された内容を変更しようとするときは、あらかじめ写真・画像データ変更申請書（様式第4号）により会長に申請し、その許可を受けなければならない。
- (2) 3（2）から（5）の規定は、4（1）の規定による申請があった場合について準用する。

#### 5 許可の取消

- (1) 会長は、データの使用がこの許可基準及び許可された内容に違反していると認めるときは、写真・画像データ許可取消書（様式第5号）により当該許可を取り消し、当該許可に係るデータの回収を命ずることができる。
- (2) 許可を取り消された者は、当該許可に係るデータの使用を中止し、速やかに当該データを回収しなければならない。
- (3) 許可を取り消された者にいかなる損害が生じても、委員会はその責めを負わない。

#### 6 補則

この基準に定めるもののほか、データの使用について必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この基準は、令和2年9月1日から施行する。